

茅ヶ崎市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるために必要な手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (2) 条例指定 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として茅ヶ崎市の条例で定めることをいう。

(条例指定の申出)

第3条 特定非営利活動法人は、地方税法第314条の7第3項に規定する申出をするときは、控除対象特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 神奈川県知事に提出した地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号。以下「県基準条例」という。）第3条第1項に規定する申出書の写し及び同条第2項に掲げる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(条例指定のために必要な手続)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定非営利活動法人について指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39条）別表に掲げられている特定非営利活動法人であること。
- (2) 茅ヶ崎市内で特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であること。

(結果の通知)

第5条 市長は、地方税法第314条の7第3項の規定による申出をした特定非営利活動法人（以下「申出法人」という。）が条例指定をしたときはその旨を、前条の手続を行わないことを決定したとき又は条例指定をしなかったときはその旨及びその理由を速やかに当該申出法人に対し書面により通知するものとする。

2 市長は、条例指定をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該条例指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所及び神奈川県内の事務所の所在地
- (4) 条例指定の効力を生じた年月日
- (5) 当該条例指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容

(6) 当該条例指定特定非営利活動法人が特定非営利活動を行う地域（当該特定非営利活動の効果等が及ぶ地域を含む。）

(7) 当該条例指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人市民税の税額控除となる期間

(8) その他市長が必要と認める事項

(条例指定の更新の申出)

第6条 条例指定法人（条例指定を受けた特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、条例指定の期間が満了する場合において、引き続き条例指定を受けようとするときは、条例指定があった日の属する月の翌月の初日（この条の規定による申出をし、条例指定を受けた場合にあっては、当該条例指定があった日）から起算して5年を経過する日の9月前から5月前までに、条例指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に条例指定の更新の申出をするものとする。

(1) 県基準条例第9条第1項の規定により神奈川県知事にした申出に係る書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前2条の規定は、前項の条例指定の更新の申出について準用する。

(役員の変更等の届出)

第7条 条例指定法人は、役員に変更等があったときは、遅滞なく条例指定特定非営利活動法人変更届出書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

(条例指定法人の合併)

第8条 条例指定法人は、条例指定法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をした日から1月以内に、条例指定特定非営利活動法人合併申請届出書（第4号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 第3条、第4条及び第5条の規定は、前項の規定による条例指定法人の合併の届出について準用する。

(条例指定取消しの申出)

第9条 条例指定法人は、条例指定の取消しを受けようとするときは、条例指定特定非営利活動法人指定取消申出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(法人及び事業の概要報告書の提出)

第10条 条例指定法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に条例指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。ただし、神奈川県知事に提出した県基準条例第15条第1項に規定する法人及び事業の概要報告書の写しを市長に提出することをもって、条例指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書の提出に代えることができる。

(報告等)

第11条 市長は、条例指定法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めたときは、当該条例指定法人に対し、その業務又は財産の状況に関する報告を求めるものとする。

2 市長は、条例指定法人が次条第1項第1号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、当該条例指定法人に対し、期限を定めその改善を求めるものとする。

(条例指定取消しの手続を行う基準等)

第12条 市長は、条例指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、条例指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

- (1) 条例指定法人が、特定非営利活動促進法第47条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により条例指定を受けたとき。
- (3) 神奈川県知事から県基準条例第20条第1項又は第2項の規定による指定の取消しのために必要な手続を行う旨の通知があったとき。
- (4) 第6条第1項に規定する期間内に条例指定特定非営利活動法人指定更新申出書の提出をしなかったとき。
- (5) 県基準条例第9条第1項の規定による指定の更新の申出があった場合において、神奈川県知事から同条第2項の規定により準用する第4条第1項の規定による指定のための手続をしない旨の通知があったとき。
- (6) 第9条の規定により条例指定特定非営利活動法人指定取消申出書の提出があったとき。
- (7) 条例指定法人が解散したとき（合併により解散した場合を除く。）。
- (8) その他市長が条例指定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、条例指定を取り消したときは、当該特定非営利活動法人に対し、その旨を速やかに書面により通知するものとする。

3 市長は、条例指定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を納税義務者に周知しなければならない。

(意見聴取)

第13条 市長は、条例指定又は条例指定の取消しのため必要があると認めるときは、茅ヶ崎市市民活動推進委員会（茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）別表に規定する茅ヶ崎市市民活動推進委員会をいう。）の意見を聴くことができる。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日					
(宛先) 茅ヶ崎市長 <div style="text-align: center;"> 所在地 申出者 名称 代表者氏名 </div> <p>地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。</p>					
申 出 者	ふりがな				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)			
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
	代表者の職名、氏名 及び生年月日	職名		ふりがな	
		氏名			
		生年月日	年 月 日		
	設立年月日	年 月 日			
過去の指定の有無 及びその年月日	有 ・ 無 年 月 日				
事業年度	月 日 から 月 日 まで				
現に行っている事業の内容					
神奈川県内における特定非営利活動を行う地域					
主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地					
その他の参考事項					

備考 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第3条第1項に規定する申出書の写し及び同条第2項に掲げる書類の写しを添付してください。

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

所在地
申出者 名称
代表者氏名

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としての更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

申出者	ふりがな			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)		
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号
	代表者の職名、氏名及び生年月日	職名	ふりがな	
			氏名	
		生年月日	年 月 日	
	設立年月日	年 月 日		
	過去の指定の有無及びその年月日	有 ・ 無 年 月 日		
	事業年度	月 日 から 月 日 まで		
更新申出期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
寄附金が控除対象となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
現に行っている事業の内容				
神奈川県内における特定非営利活動を行う地域				
主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地				
その他の参考事項				

備考 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第9条第1項に規定する書類の写しを添付してください。

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

所在地
申出者 名称
代表者氏名

役員に変更があったので、次のとおり届け出ます。

届 出 者	ふりがな					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)				
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号		
	代表者の職名、氏名 及び生年月日	職名		ふりがな		
				氏名		
		生年月日		年	月	日
寄附金が控除対象となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで					

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日

第4号様式（第8条関係）

条例指定特定非営利活動法人合併申請届出書

年 月 日				
(宛先) 茅ヶ崎市長 <div style="text-align: center;"> 所在地 申出者 名称 代表者氏名 </div>				
年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請を しましたので、次のとおり届け出ます。				
届 出 者	ふりがな			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)		
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号
	代表者の職名、氏名 及び生年月日	職 名		ふりがな
				氏 名
寄附金が控除対象となる期間	生年月日	年 月 日	年 月 日 まで	

備考 地方税法第314条第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第16条第1項に規定する届出書の写しを添付してください。

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

所在地
申出者 名称
代表者氏名

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としての指定の取消を受けたいので、次のとおり申し出ます。

申 出 者	ふりがな				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)			
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
	代表者の職名、氏名 及び生年月日	職名		ふりがな	
				氏名	
	生年月日		年	月	日
寄附金が控除対象となる期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

所在地
 申出者 名称
 代表者氏名

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 法人の概要

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の名称(カナ)
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地
- (5) 代表者氏名
- (6) 電話
- (7) F A X
- (8) 設立年月日
- (9) 変更登記年月日(直近のもの)
- (10) 定款に記載された目的
- (11) 活動分野
- (12) 会員数(社員総数) 名
- (13) 事務局体制 有給常勤 名 有給非常勤 名 無給常勤 名 無給非常勤 名
- (14) ホームページ
- (15) メールアドレス

2 事業の概要

- (1) 事業年度 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 収入

当期収入合計	入会金・会費収入	事業収入	寄付金	助成金	その他

(3) 支出（特定非営利活動に係る事業会計(事業費の大きいもの上位3つまで記載)）

	定款上の事業名	分野	事業の概要	金額
1				
2				
3				
管 理 費				

(4) 支出（その他の事業会計）

その他の事業	事業の概要	金額
事業費		
管 理 費		